

# 地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業について

## 地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業とは

国の「まち・ひと・しごと創生本部」は、地方創生に向けた緊急経済対策の目玉として「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の2種類の交付金事業を推進しています。個人消費を下支えすることなどを目的とした「地域消費喚起・生活支援型」の国の施策メニューとしては、地域における消費喚起に直接的な効果が期待できるプレミアム付き商品券の発行支援などがあり、また、地方の活性化を目的とした「地方創生先行型」は地方版総合戦略の策定や地方が直面する構造的な課題解決に向けた事業などが考えられます。町では、これらの交付金を活用した以下の事業に取り組んでいきます（各事業のカッコ内の金額はいずれも交付金ベースです）。

### 【地域消費喚起・生活支援型】

地域消費喚起・生活支援型の交付金額は、3,936万9千円で、プレミアム付き商品券の発行支援や子育て支援つるた米支給事業などの4事業を実施します。

#### ○鶴田町プレミアム商品券発行事業（1,649万5千円）

青森県が発行を支援する「プレミアム付地域商品券」に、町内の商工会加入店舗等で利用できる商品券にプレミアム分の上乗せを実施します。1冊1万3,000円分の商品券が1万円で販売されます。

#### ○低所得者世帯等商品券支給事業（918万2千円）

低所得者世帯の一人親世帯・高齢者世帯・障害者手帳交付者を対象に、町内の商工会加入店舗等で利用できる商品券5千円分を支給し、経済的な負担の軽減を図ります。

#### ○子育て支援つるた米支給事業（1,328万円）

朝ごはん条例に基づき、ごはんを中心とした食育推進と子育て世帯支援のため、高校生までの子ども1人につき、鶴田町産のお米20kgを支給します。



#### ○妊婦歯科健診無料券交付事業（41万2千円）

子育て世帯の費用の負担軽減を図るため、妊娠している女性に対して、町内の歯科医院で歯科健診を無料で1回受診できる「妊婦歯科健診無料券」を交付します。



### 【地方創生先行型】

地方創生先行型の交付金額は、3,339万5千円で、平成27年度に策定する当町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける予定の事業を先行して実施するもので、「安定した雇用の創出」や「地方に新しいひとの流れをつくる」事業など4事業を実施します。

#### ○空き家住宅等情報提供体制整備事業（476万円）

町内の空き家を調査・分析し、利活用可能な家屋については、情報提供するシステムを構築し、UIターン等を考えているひとに対して情報提供を行い、移住・定住を促進します。

#### ○鶴田町農産物販路開拓推進事業（526万7千円）

冬ぶどうつるたスチューベンの新たな販路開拓とブランド化に向けて、行政・生産者・JA・市場関係者と連携し、さまざまなアプローチ（トップセールス等）によるPR事業を展開します。



#### ○鶴田町観光プロモーション事業（1,502万2千円）

平成28年度の北海道新幹線開業を控え、より具体的な誘客策として、首都圏等での観光PRイベントの開催や道の駅つるた内への観光案内所の開設、青函圏を目指す観光客の取り込みを中心に国内観光客の増加を図ります。

#### ○鶴田町総合戦略策定事業（834万6千円）

基幹産業である農業の振興と観光資源を有する本地域の特性を踏まえ、町特産品の新たな販路開拓と観光振興による地域の活性化という好循環を生み出す「鶴田町総合戦略」を策定するために、必要な専門的な調査等を実施します。

### ■地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業に関する問い合わせ先

鶴田町役場総務課 まちづくり班 TEL：0173（22）2111（内線261、263）

# マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります



マイナンバー制度は、住民票を有するすべての方に1人1つの「マイナンバー」を付番することで、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。期待される効果としては、次の3つがあります。

※マイナンバーとは、国民1人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

## 1 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

## 2 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認することができるようになります。

## 3 行政の効率化

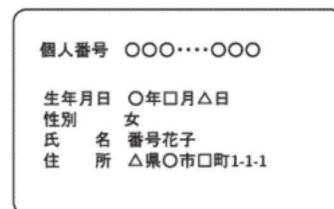
行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携をすることで、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

### 平成27年10月から町民の皆さまにマイナンバーが通知されます

平成27年10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」を町から住民票を有する町民の皆さま全員に送付します。

通知カードとともに送付される交付申請書で申請することにより、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

※外国籍でも住民票のある方は対象となります。



△通知カード（イメージ）

### 平成28年1月より、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の資格取得や確認、給付</li> <li>雇用保険の資格取得や確認、給付</li> <li>ハローワークの事務</li> <li>医療保健の保険料徴収</li> <li>福祉分野の給付、生活保護 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載</li> <li>税務当局の内部事務 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援金の支給</li> <li>被災者台帳の作成事務 など</li> </ul>

※マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することはできません。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。

#### ■マイナンバー制度に関する問い合わせ先

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）TEL：0570（20）0178

【有料広告】

**4月1日開院**


**すとうmriクリニック**

内科・整形外科・往診 **MRI・CT設備有り** 各種超音波検査

五所川原市姥蒨船橋246-1  
 （広田団地入口） **TEL.0173-35-6060**

**28年産《りんご共済》総合一般方式 《7割補償》**  
 いろいろな自然災害（雪害等）・病虫害・鳥獣害に対応します  
**加入申込期間 6月5日～7月5日**  
**町からの掛金30%の助成があります**

お問い合わせ先 **津軽広域農業共済組合 果樹課**  
 電話 **0173-33-1513**